

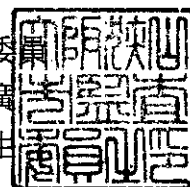
大阪狭山市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第12項の規定により監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年(2016年)3月30日

大阪狭山市監査委員

北井末廣
山本尚生



- 1 通知を行った者
大阪狭山市長 古川 照人
- 2 通知を受けた日
平成28年(2016年)3月24日
- 3 監査結果に関する報告及び監査の対象
平成28年(2016年)2月23日付け大狭監第2007号 定期監査結果に関する報告
総務部人権広報グループ
総務部情報統計グループ
- 4 指摘事項等に対する措置状況
別紙(写)のとおりに



大 狭 庶 第 1 3 号
平成 2 8 年 (2016年) 3 月 2 4 日

大阪狭山市監査委員

北 井 末 廣 様
山 本 尚 生 様



大阪狭山市長 古 川 照 人



定期監査の結果に基づく措置の状況について (通知)

平成28年2月23日付け大狭監第2007号による定期監査の結果報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

平成28年2月23日付け大狭監第2007号の監査結果による各グループの監査指摘事項等の状況及びそれに対する措置状況

【総務部 人権広報グループ】

(監査指摘事項)

なし

(監査指摘事項に対する措置状況)

今回の定期監査において、人権広報グループは監査委員により指摘はありませんでした。今後も引き続き適正な事務に努めます。

【総務部 情報統計グループ】

(監査指摘事項)

契約事務において、次のとおり不備があるものが見受けられたので、今後は財務規則等に基づき適正な事務処理を行うように改められたい。

- ・ 契約保証金免除の根拠法令の条項が起案書に記載されていないもの
- ・ 起案書に決裁日が記載されていないもの

(監査指摘事項に対する措置状況)

契約保証金免除の根拠法令の記載漏れに関しては、契約を担当するグループが配布する起案例

文を常時参照することにより事務処理に不備が生じないよう業務の改善に努めます。

また、決裁日の記載に関しては、文書編綴時に再度徹底して確認を行うよう努めます。